

中小企業等経営強化法(※)に係る

固定資産税(償却資産及び事業家屋)課税標準の特例について

先端設備等導入計画に基づき新規取得した一定の資産について、資産を取得した年の翌年度から3年間、固定資産税の課税標準額を0とします。

※令和3年3月31日以前は生産性特別措置法

《特例の適用要件》

○対象者

- ・先端設備等導入計画の認定を受けた、資本金等が1億円以下の法人。
- ・先端設備等導入計画の認定を受けた、資本金等を有しない法人や個人で常時雇用する従業員が1,000人以下。

○対象資産

【償却資産】

資産の種類	取得価格 (1基あたり)	販売開始 時期	取得時期	根拠法令
機械装置	160万円以上	10年以内	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日 (※1)	地方税法附則 第64条(※1)
測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内		
器具備品	30万円以上	6年以内		
建物附属設備	60万円以上	14年以内		
構築物	120万円以上	14年以内	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日 (※2)	地方税法附則 第64条(※2)

・旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するものであること。

・新品で取得したものであること。(中古資産は対象外です。)

・先端設備等導入計画の認定後に取得したものであること。

(※1)令和3年3月31日以前は、取得期間:平成30年6月6日～令和3年3月31日、根拠法令:旧地方税法附則第15条第41項

(※2)令和3年3月31日以前は、取得期間:令和2年4月30日～令和3年3月31日、根拠法令:旧地方税法附則第64条

【家屋】

資産の種類	取得価格	取得時期	根拠法令
事業用家屋(※1)	120 万円以上	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日 (※2)	地方税法附則第 64 条(※2)

- ・新築の家屋であること。
- ・家屋には生産性向上要件をみだす設備等が一体となって設置されること。
- ・設置される先端設備の取得価格の合計額が 300 万円以上であること。
- ・先端設備等導入計画に位置付けられたものであること。(既に認定を受けている計画に事業用家屋を追加し、認定済みの 300 万円以上の先端設備を設置する場合は、計画変更が必要です。)
- ・先端設備等導入計画の認定後に取得したものであること。

(※1)併用住宅(居住用家屋と一体になっている事業用家屋)についても特例措置の対象となります。事業用割合に応じた部分が対象となります。

(※2)令和 3 年 3 月 31 日以前は、取得期間:令和 2 年 4 月 30 日～令和 3 年 3 月 31 日、根拠法令:旧地方税法附則第 64 条

《提出書類》

- ・中小企業等経営強化法に係る固定資産税(償却資産及び事業家屋)課税標準の特例申告書
- ・先端設備等導入計画書および認定書(写し)
- ・工業会等による証明書(写し)

※リース会社が申告する場合には、上記に加えて以下の書類の提出が必要になります。

- ・リース契約書(写し)、固定資産税軽減額計算書(写し)

※事業用家屋の場合には、上記に加えて以下の書類の提出が必要になります。

- ・取得価格が 120 万円以上であることを証する書類(領収書等)
- ・設置される先端設備等の取得価格の合計額が 300 万円以上であることを証する書類(工業会による証明書、償却資産申告書等)
- ・併用住宅については事業用割合に応じた部分が対象となりますので、事業用の部分に係る床面積が分かる資料(見取り図など)

《提出期間》

令和 7 年 1 月 6 日から同年 1 月 31 日までに、「令和 7 年度償却資産申告書」と併せて、うきは市役所税務課資産税係までご提出下さい。